

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）まさば及びごまさば太平洋系群 T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 4 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② まさば太平洋系群、ごまさば太平洋系群それぞれについて、令和 7 年 3 月に開催された第 5 回資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2－15 に定める漁獲シナリオに基づいて A B C（生物学的許容漁獲量）を算出する。
- ③ 令和 6 管理年度までは、算定された各系群の A B C の合計値の全量を T A C として設定してきたところ。
- ④ 令和 7 年 3 月に開催された北太平洋漁業委員会（N P F C）第 9 回年次会合では、暫定的な措置として、公海におけるマサバの漁獲量を 7.1 万トンに制限する措置が新たに合意された。

他方で、

- （ア）N P F C 第 9 回科学委員会からの勧告は、我が国の資源評価に比べて、漁獲データで 1 年前、資源量指標で 2 年前のものを使用して行われた資源評価結果に基づくものであることに加え、マサバの生物学的データの不確実性が高く、長期的な将来予測に基づく漁獲勧告を行うことは適切ではないとして、「近年（2020 年～2022 年）の漁獲死亡は将来的な親魚量の恒常的な減少につながり、漁獲死亡を削減する必要がある」という定性的な内容であり、
 - （イ）今回の漁獲上限も、同資源評価結果に基づくものであり、定量的な勧告に基づき設定されたものではない。
- ⑤ 以上の点を踏まえ、両資源の主要な産卵場及び分布域を有する我が国としては、引き続き、
 - （ア）N P F C において、適切な資源評価に基づいて、我が国の資源管理措置と一貫性のある措置が導入されるよう求めていくこととし、
 - （イ）それまでの間は、これまでの T A C 設定の考え方を踏襲し、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の各 A B C の合計値の全量を T A C とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 17 年度（2035 年度）に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を乗じる。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - （ア）親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する

漁獲圧力（まさばの場合は、「最大持続生産力を達成する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力」）の水準に、調整係数（ $\beta : 0.9$ ）を乗じた漁獲圧力とする。

（イ）親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記（ア）の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。

（ウ）親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

（３）管理年度途中の漁獲可能量の調整

当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、科学的に妥当な条件（※）の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和 17 年（2035 年）に、少なくとも 50 パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

（※）科学的に妥当な条件

- ・ 資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。
- ・ 資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。
- ・ 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。

（４）令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
まさば及びごまさば太平洋系群	139,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

1 まさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：482 千トン（最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値

として、加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、40 パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値)

- ② 限界管理基準値：142 千トン（漁獲がないと仮定した場合の親魚量の 10 パーセント）
- ③ 禁漁水準値：0 トン

2 ごまさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：167 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- ② 限界管理基準値：54 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）
- ③ 禁漁水準値：7 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量）

（参考 2）まさば及びごまさば太平洋系群 T A C ・漁獲実績の推移

単位：万トン

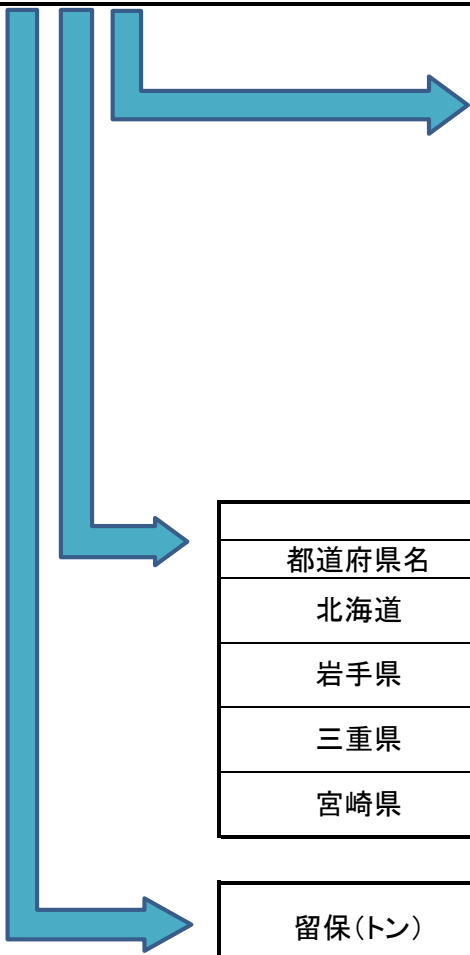
系群	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)
T A C	13.9	35.3	51.0	50.9	59.6	50.1
漁獲実績	—	—	10.8	15.8	28.1	36.8

2 配分（案）

- （1）T A C の 35 パーセントを国の留保とする。なお、留保には国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- （2）過去 3 か年（令和 2 年から令和 4 年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （3）配分量（案）は別紙のとおり。
- （4）来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。
 （※）令和 7 年度から 9 年度においては、漁獲割当てによる管理を行う管理区分（大中型まき網漁業の一部）も留保からの配分の対象とし、当初の配分における留保の数量を基に算出した数量の上乗せは行わない。
- （5）なお、近年の海洋環境の変化等を踏まえ、T A C の配分に係る基準年が更新される予定の令和 9 管理年度に向けて、実際の漁獲状況も踏まえつつ、T A C の配分方法について関係者とともに検討を行う。

令和7管理年度まさば及びごまさば太平洋系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	139,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	30,500
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	12,800
沖合底びき網漁業	5,700

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	8,600	青森県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、和歌山、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び大分県については、現行水準とする。
岩手県	5,800	
三重県	8,000	
宮崎県	4,200	

留保(トン)	48,700
--------	--------